

## 横浜市中央卸売市場業務条例施行規則の全部改正に関する 意見公募の実施結果について

経済局では、「横浜市中央卸売市場業務条例施行規則」の全部改正にあたり、市民意見募集を実施しました。貴重なご意見、ご提案等を頂き誠にありがとうございました。

このたび、その実施結果と、いただいたご意見等についての本市の考え方をまとめましたので、次の通り公表します。

### 1. 実施概要

案件名	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則の全部改正について
意見募集期間	令和2年2月21日（金）から令和2年3月23日（月）まで
意見提出方法	電子メール、郵送、FAX

### 2. 実施結果

提出者数	1名（電子メール）
意見数	12件

### 3. 提出されたご意見と、ご意見に対する本市の考え方

ご意見	本市の考え方
<b>仲卸業務許可・取消</b>	
仲卸への新規参入・許可取消条件である役員の資格要件・卸売業者役職員兼務要件について、規制強化とならないよう、旧卸売市場法の規定に倣い、従来どおり業務執行役員に限定すべき。	条例第26条第5項に規定されているため、業務執行役員に限定することはできません。
添付書類についても規制強化とならないよう、身分証明書、誓約書について、従来どおり業務執行役員に限定すべき。	条例第26条第5項に規定されているため、業務執行役員に限定することはできません。
仲卸業務許可における申請要件について、自己資本、従業員、売上目標額を引き下げるべき。	規則に規定する事項ではありません。
<b>仲卸補助者の承認手続き</b>	
仲卸補助者の申請手続き、承認基準、添付書類を簡素化すべき。	規則に規定する予定はありません。条例及び規則改正に対応した要綱改正時に検討します。

<b>相対取引事業者</b>	
相対取引事業者の届出要件について、仲卸業者、売買参加者と同様に、暴力団排除に関する条項を新設すべき。	条例に規定していないこと及び市長の許可や承認を不要とする届け出制としているため、規則に暴力団排除規定を定めることはできませんが、卸売業者に暴力団関係者との取引を行わないことは指導します。
取引の公正・透明性確保のため、仲卸業者、売買参加者と同様に、相対取引事業者に対して「き章」を発行し、場内取引時のはい用を義務づけるべき。	条例に規定していないこと及び市長の許可や承認を不要とする届け出制としているため、き章の発行は行いません。取引参加者の皆さんのご意見を聞き、必要であれば自主ルールとしての運用は可能と考えます。
<b>卸売予定数量等の報告及び公表</b>	
現在の卸売予定数量の公表は精度が極めて低いため、予定数量は卸売の実際に即した公表とすべき。	規則に取引開始時刻までに公表することを規定し、できる限り精度の高い数値が公表されるようにします。
公表は、現在の「市場内の掲示場への掲示」から、卸売市場法施行規則で例示された「インターネットの利用」による方法とすべき。	今後インターネットの活用は重要と考えます。本場につきましては、一定の猶予期間を設けたうえでインターネットによる公表に移行したいと考えていますが、規則に規定する予定はありません。
<b>卸売数量及び卸売価格の公表</b>	
公表は、現在の「市場内の掲示場への掲示」から、卸売市場法施行規則で例示された「インターネットの利用」による方法とすべき。	今後インターネットの活用は重要と考えます。本場につきましては、一定の猶予期間を設けたうえでインターネットによる公表に移行したいと考えていますが、規則に規定する予定はありません。
公表は、現在の販売方法別に加え、販売先別（仲卸、売参、相対取引事業者）の卸売結果を公表すべき。	規則に規定する予定はありません。条例及び規則改正に対応した要綱改正時に検討します。
商物分離取引について、廃止された電子商取引に関する公表に代わり、市場外にある物品の卸売結果を公表すべき。	市場を経由しない卸売については毎月総額を公表する予定です。
<b>物品の品質管理の方法</b>	
改正された食品衛生法の規制と実態的に重複する届出等は廃止すべき。	改正された食品衛生法の規制と実態的に重複する届出等は廃止する予定です。